

[事案 2023-140] 契約無効請求

・令和 6 年 1 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 12 月に 2 件の定期保険特約付終身保険（契約①②）を契約したが、平成 4 年に契約①を解約した。その後、平成 17 年 12 月に契約②を終身保険（契約③）に転換し、さらに、平成 25 年 3 月に契約③を終身保険（契約④）に転換し、令和 5 年 4 月に契約④を解約した。しかし、以下の理由により、契約①②③④を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約④の解約にあたり、保険会社から支払われた解約返戻金約 14 万円と配当金約 6 万円の根拠および計算式を説明するよう求めたが、「本社からの指示で出せない」の一点張りであった。
- (2) 配当付きの終身保険とうたっているにもかかわらず、保険会社の言い値で、計算根拠も出せない数字を提示し、「根拠はあるが計算式は出せない」というのでは説明責任を果たしていない。
- (3) 平成 3 年から 31 年間の配当金等の説明ができなくなれば、配当付き終身保険として売り出した商品に大きな欠陥がある。

<保険会社の主張>

契約④の解約に際し、申立人から配当金額や解約返戻金の問合せを受け、契約内容明細書および配当金明細書にて案内しており、その後も、数回にわたって担当者が申立人に説明をしたほか、令和 4 年 6 月には 5 年ごと継続加算配当に関するチラシを送付するなどの案内をしていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理のほか、申立人の主張内容等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。